

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

昭和村長 高橋幸一郎

市町村名 (市町村コード)	昭和村 (104485)
地域名 (地域内農業集落名)	赤城西麓敷島1-2地区 (永井地区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 8 年 3 月 9 日 (第3回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

不整形又は狭小地の農地が多く、畑への進入路も狭いことから、農業機械の大型化が進む近代農業に於いては決して耕作条件が良いとは言えないが、二代目、三代目の後継者が耕作を担い、遊休農地の発生は現状抑えられている。

しかしながら、近年の燃料・資材価格の高騰、気候変動による異常気象、取引価格の下落、消費者の食生活の変化等、経営を逼迫する要因は多岐にわたっている。特に気候変動による異常気象や気温の変化は作物に多大な影響があり、土地改良している区域に比べて、豪雨等の被害を受けやすいため、安定的な生産に不安が残る。

今後の課題は土地改良事業を実施し、農地の集積・集約、水源の確保により作業効率の向上を図るほか、区画整理により災害に強い農地で継続した営農や新規就農者が入りやすい環境作りが求められる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

認定農業者等の担い手によるこんやく芋やレタス等の大型野菜を主要作物として規模拡大を進め生産力を向上してきたが、土地改良事業が実現した場合、農業用水によりハウス栽培が可能となり、多種多様な作物の生産が可能となる。

また、農地の集約により、効率化をはかり生産性の高め、農業者の所得向上を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	39 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	37 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とした。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針	農地中間管理機構を活用し、認定農業者等の担い手へ農地の集積・集約化に努める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針	農業者等に対し、農地中間管理機構の利用に係る周知を積極的に行い、利用者等の確保を図る。また、農業委員等の活動により、農地貸付意向等の把握に努め、農地中間管理機構の積極的な活用につなげていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針	赤城西麓敷島1-2地区の土地改良事業に向けて、推進委員会を立ち上げ、事業実現に向けて進めていく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針	新たに農業を生業とすることを希望する人材を担い手として育成するため、村、農業委員会、利根沼田農業協同組合、利根沼田農業事務所等各機関と連携し、相談から定着までの体制づくりに努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針	現時点では、対象となる農作業委託は見込んでいない。今後、検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④細地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input checked="" type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシやシカ等の鳥獣被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。

②緑肥等の有機物施用による土づくり等を通じ、減農薬・減肥料への取組を図る。

③作業の省力化・効率化に向けて、スマート農機の導入を図る。

④補助金の活用等により輸出作物の選定・輸出事業への取組も進めていく。

⑤農業上の利用が困難な農地については草刈り等による保全管理に努め、租放の利用も視野に検討を進める。また、多面的機能支払交付金の活用により農地の維持管理も行っていく。

⑥担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、農作業効率化のための農業用施設の設置を進める。

⑦自給飼料生産・堆肥利用を拡大し、畜産農家との連携強化を図る。